

から児童相談システムを導入し、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有できる仕組みを構築しました。

また、児童相談所と司法の連携強化に取り組み、児相・警察・検察による三者協働面接の実施など、児童福祉と司法の円滑な協力関係の構築に努めるとともに、医療機関との連携にあたっては、「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）」の運営を拠点病院に委託し、医療機関が主体的に連携強化を図る環境を構築し、医療機関相互の連携強化を推進しました。

（3）前期計画策定後の本市の状況

児童虐待の相談・通告件数は、児童相談所・区役所ともに、一貫して増加傾向にあります。

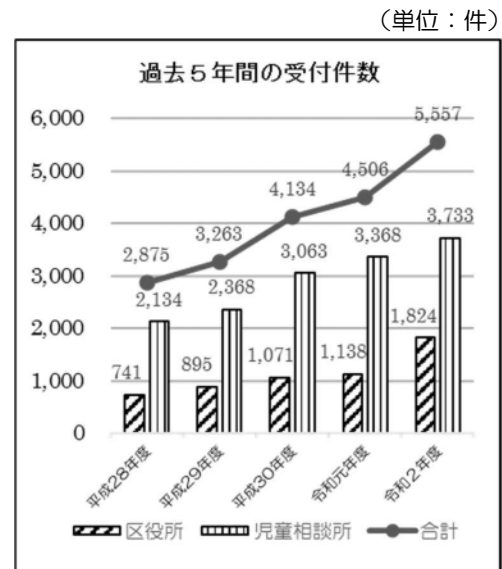
また、支援を要する子ども・家庭が抱える課題も多様化・複雑化しており、様々な生活上の課題や困窮の課題が顕在化しています。

このような状況下において、児童虐待発生時の迅速かつ的確な対応とともに、様々な生活上の課題に対してきめ細かな支援を行い、虐待につながる恐れのあるケースについて、早期に把握・対応し、児童虐待を未然に防止していくことが求められています。

（単位：件）

	市全体	児童相談所	区役所
平成28年度	2,875 (113.5%)	2,134 (111.1%)	741 (120.7%)
平成29年度	3,263 (113.5%)	2,368 (111.0%)	895 (120.8%)
平成30年度	4,134 (126.7%)	3,063 (129.3%)	1,071 (119.7%)
令和元年度	4,506 (109.0%)	3,368 (110.0%)	1,138 (106.3%)
令和2年度	5,557 (123.3%)	3,733 (110.8%)	1,824 (160.3%)

※（ ）内は対前年比



（4）国の動き（児童福祉法等改正）

ア 平成28（2016）年児童福祉法等改正

平成28（2016）年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。

児童虐待の発生予防

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、児童虐待の発生予防を図るとともに妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を図り、児童の安全と健やかな成長が確保されるよう迅速・的確に対応していく。

被虐待児童への自立支援

- ◆ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合は、将来の自立に向けて個々の児童の状況に応じた支援を実施する。

イ 令和元（2019）年児童福祉法等改正

令和元（2019）年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置を講ずるものとされました。

児童の権利擁護

- ◆ 親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを明文化、児童相談所の業務として児童の安全確保の明文化を行うとともに、その他、児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童が自らの意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築等、児童の権利を擁護する仕組みの構築について必要な措置を講ずる。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ◆ 児童相談所の体制強化等に向けて、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける、措置決定、その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導のもとで適切かつ円滑に行う、児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して、政令で定める基準を標準として定める等の措置を講ずる。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

この間、児童虐待防止対策を推進してきましたが、児童虐待相談・通告件数は一貫して増加傾向にあります。また、ヤングケアラーなど、子どもやその家庭に係る多様な生活課題や困窮の課題が顕在化する中で、児童虐待発生時の対応とともに、「虐待につながる恐れのあるケース」を早期に発見し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施していくことが重要です。

そのため、二度にわたる児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待に対する迅速かつ的確な対応に向けて、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充

実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援（予防）と児童虐待対策（介入）を両輪で推進していきます。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・子育てを支援する地域づくり

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しており、地域の子育て家庭が気軽に集い、支え合うためのしくみづくりが重要であり、妊娠期を含め、個々の生活に身近な地域の中で、それぞれの家庭が安心して主体的に子育てできる環境が必要です。

また、児童虐待の発生予防にあたっては、妊娠期から出産、乳児期から幼児期における育児において、その時々の保護者の心身の状況や子どもの発達段階や発達状況に応じた切れ目のない見守りと支援が必要となります。

さらに、児童虐待は、子育てに関わる一つの阻害要因が放置されることで、時間が経過する中で発生した他の要因と複雑に絡み合い、本人が課題として気づいたときには非常に重篤な状態に陥っているなど、特別な環境下ではなくとも孤立した状況にあれば、どのような家庭においても起こりうる恐れがあります。公的機関や地域の関係団体のみならず、子ども及び保護者などの子育て家庭の当事者に対する普及啓発も必要となります。

【取組の方向性1】

地域での子育て支援の充実

地域の社会資源等を活用した子育て家庭が地域で集う居場所とともに、民生委員児童委員や子育て支援団体等の連携、市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに向けた取組を進めます。

【取組の方向性2】

虐待の発生予防策の推進

母子健康手帳の交付、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業等を通じた普及啓発などを通して、個々の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな見守り・支援を実施するとともに、オレンジリボンに係る活動など、各種団体等と協力しながら、広く児童虐待の発生予防に向けた普及啓発に取り組みます。

《基本的な考え方Ⅱ》

機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成

児童福祉法第2条においては、児童は、良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され心身ともに健やかに育成されることとされており、また、児童を健やかに育成することについて、第一義的責任を負う保護者とともに、国・地方自治体においてもその責務があることが明記されています。

様々な要因を背景にして児童虐待の増加が続き、重症事例も発生するなど複雑・困難な対応を要する事例も増加しています。児童福祉法第2条の理念も踏まえて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所等の専門機関が相互に連携を図り、虐待の早期発見に努め、児童の身体・生命の安全を確保し、その最善の利益を優先しながら、児童の健全な育成を支えていくことが重要です。

また、児童虐待等の対応にあたっては、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づく支援が必要であり、医療機関や司法関連機関との連携強化とともに、多様な専門的知識とその知識を活かすための高度なスキルやアセスメント能力が必要となります。

【取組の方向性3】

早期発見・早期対応の充実

乳幼児健診等を中心とした母子保健事業からの早期把握と支援、児童の生活や学びの場となる保育所・幼稚園・学校等と連携を強化するとともに、区役所に設置する「子ども家庭総合支援拠点」において、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関による情報共有、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進し、地域の見守り体制の構築・充実に向けた検討を進めていきます。

【取組の方向性4】

専門的支援の充実・強化

児童及び保護者の支援について、スーパーバイズ等の活用や多職種の専門職の協働を推進するとともに、第三者評価や第三者委員など、一時保護所の子どもの権利擁護に向けた取組を進めます。

また、児童相談所と区役所の連携のあり方も踏まえた体制の強化や児童相談所保護所の改善に向けた取組を進めるとともに、児童相談所システムを活用した効率的・効果的なケース管理の推進、保健・医療関連機関との連携強化や司法関連機関との連携強化など、専門的支援の充実・強化に向けた取組を推進します。

【取組の方向性5】

人材育成の推進

児童福祉司の任用後研修等の OFF-JT とともに、職場ごとの適切な OJT の実践など、専門職の育成に関する研修等の充実に向けた取組を進めます。

また、専門職の長期的な人材育成の仕組みづくりとして、人材確保に向けた効果的な取組の推進とともに、人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの仕組みの構築とジョブローテーションに基づく計画的な人材育成など、取組を総合的に推進します。

《基本的な考え方Ⅲ》

自立に向けた専門的支援の充実

児童相談所の相談支援は、基本的には在宅での相談・支援が望ましいかたちです。

児童を施設・里親に措置・委託したケースについても、愛着関係の再形成や児童のトラウマからの回復などを図り、親子が再び一緒に生活するための環境整備を行っていくことが重要です。

また、家庭からの分離された間においては、成育状況や年齢等による個別的なニーズに応じるとともに、里親や児童養護施設などにおいて、可能なかぎり家庭生活に近い環境を確保することや、必要に応じて、将来的な自立に向けた積極的・効果的な養育支援が必要となります。

さらに、支援を行っている子ども・家庭が市外に転出する場合、市外から転入する場合において、児童虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、市域・県域を越えた適切な広域連携が必要となります。

【取組の方向性6】

社会的養育・自立支援の充実

個々のケースの状況に応じたカウンセリングや個別プログラムの実施など、親子関係再構築に係る効果的なスキームの構築に向けた検討を進めます。

また、児童養護施設等における家庭的養育の環境確保、里親制度の充実による家庭養護の推進、要保護児童の自立に向けた支援の推進など、社会的養育・自立支援の充実に向けた取組を推進します。

【取組の方向性7】

地域・広域連携等の強化

民生委員児童委員、主任児童委員や社会福祉協議会との連携など、被虐待児童への自立支援に向けて、地域の関係団体と連携した取組を進めます。

また、広域連携の強化として、県内の5縣市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を中心にした円滑な連携に向けた取組を進めます。

取組の方向性 1 地域での子育て支援の充実

ア 地域の社会資源の有効活用

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しています。市民に身近な区役所等が拠点となって、孤立感による育児不安などを受け止め、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実やネットワークづくりなど、子育て環境の充実に向けた取組を推進していきます。

推進項目	計画期間中の主な取組
保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援 <small>(こども未来局：運営管理課)</small>	〔公立保育所運営事業〕 ● 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。
ボランティア等による子育て支援 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔こども文化センター運営事業〕 ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
地域子育て支援センターの運営 <small>(こども未来局：企画課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 <small>(こども未来局：企画課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。
子育てグループ等への各種支援及び連携 <small>(こども未来局：企画課)</small>	〔地域子育て支援事業〕 ● 地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。

取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を各区地域みまもり支援センターを中心に実施します。乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診等を通じて、養育困難な状況や虐待等に関する相談を受け、家庭訪問等により生活状況や実態の把握に努め、不適切な養育に陥らないよう支援を行います。また、支援を要する妊婦や乳幼児等を把握した関係機関からの情報提供が迅速かつ円滑になされるよう連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
産後ケア事業による早期相談支援の実施 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

より安全な出産や子育てに向けて、妊娠中に胎児と母体の状態を確認するために必要な妊婦健康診査について受診勧奨を行うとともに、母子健康手帳への記載や両親学級等により、生活上の配慮や子育てに必要な知識等の普及啓発を図ります。また、将来の妊娠・出産・育児に向けた心身の健康保持や正しい知識の普及・啓発のために、学校と連携して思春期等からの保健教育の取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。
妊娠・育児に関する学習・実習の機会の提供 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

市民一人ひとりが児童虐待問題についての理解を一層深め、児童虐待の防止等に向けて主体的な関わりを持てるように意識啓発を図ることが重要であることから、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、「オレンジリボン・キャンペーン」として、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動等を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
多様な関係機関と連携した啓発活動の実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ● オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ● 啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。

取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

母子保健事業による子育て家庭全体の把握は、要支援家庭の早期発見・早期対応・虐待の未然防止につながることから、乳幼児健康診査等の未受診者に対するきめ細かな受診勧奨のほか、様々な取組を通じた子育て家庭の課題把握や、必要に応じ保健師等によるアフターフォロー等に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。
乳児家庭全戸訪問事業の推進 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 ● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問）を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実 <small>(こども未来局：こども保健福祉課)</small>	〔妊婦・乳幼児健康診査事業〕 ● 乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見、早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施 <small>(こども未来局：こども保健福祉課) (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 〔児童相談所運営事業〕 ● 子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健康診査時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする取組を推進します。 ● 虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育ての相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。

イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

児童虐待を早期に発見する機会を多く有している保育所、幼稚園、学校等との連携を密にし、虐待（疑いを含む）を早期に発見し、適切な対応が図られるよう取組を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的を開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。
川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応

虐待通告については、児童虐待防止法等の規定に基づき児童相談所と各区地域みまもり支援センター（福祉事務所）の両機関において受理し、迅速な児童の安全確認調査（原則48時間以内）を実施します。

初期対応やその後の継続した支援の実施にあたっては、共通リスクアセスメントツールを活用し、必要な情報の収集・リスク評価等を行い、子どもの身体と生命を守ることを最優先として、個々のケースの状況に応じ、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれの役割と機能を活かして連携します。

推進項目	計画期間中の主な取組
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。
要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ● 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直し、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

子育て家庭に、民生委員児童委員、主任児童委員や子育て支援活動の経験者が訪問し、早い時期から地域とのつながりをつくり、地域における見守り体制を一層推進します。

また、乳児院や児童養護施設の専門性を活かした相談・支援や、子育て支援事業の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域まもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
子育て短期利用事業の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト（休息）が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる（ショートステイ事業等）ことにより子育て支援を行います。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

要保護児童対策地域協議会は、全市レベルの「代表者会議」、区レベルの実務者会議として「代表者部会」を設置し、地域の関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

取組の方向性4 専門的支援の充実・強化

ア 児童及び保護者に対する支援

児童に対する支援については、被害児童に対する愛着の構築やトラウマとなる問題への個別的ケアや生活環境の整備、将来の自立に向けた支援など、児童の最善の利益を考慮しつつ、関係機関との連携による専門的な支援の充実を図ります。

また、保護者に対する支援については、それぞれの虐待事例の状況に応じて、保護者の生活環境や生活上の課題、成育歴等を踏まえながら、虐待の認識を促す関わりや在宅で生活する親子の再虐待を予防する支援など、関係機関と連携し、専門的な支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。
関係機関の連携による専門的な支援の充実 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関（区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等）との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。 ● 一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

虐待事例への対応にあたっては、初期対応（通告の受理・安全確認・初期調査）から、総合的なアセスメント（評価・診断）、判定、援助方針の決定、援助の実施、支援の終結、という一連の過程を通して、多職種の専門職がチームとして協働し、組織として適切に対応します。

また、児童相談所と各区地域みまもり支援センターがそれぞれに与えられた権限と役割に基づいて支援を行うとともに、効果的な連携を図り、複雑困難な課題を有する事例等に対して、より専門性の高い支援を実施します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童虐待対応においては組織的な対応が求められることから、改正児童福祉法等に基づき、児童相談所及び各区地域みまもり支援センターの相談体制の強化を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所における児童相談の適切な実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ● 改正児童福祉法等を踏まえ、相談・支援体制の充実・強化を推進します。 ● 増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。
各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ● 市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。
児童家庭相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
児童相談所・一時保護所の機能等の検討 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

適切な児童虐待への対応と重症事例の発生防止のために、すべての対象ケースに関する情報を適切に管理し、かつ必要な情報を迅速に共有するとともに、個人情報適切な管理のもと、全区役所と全児童相談所がネットワーク化された環境の中で支援の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ● 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。
「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。

オ 総合的なアセスメントの強化

リスク要因を有する児童・家庭を早期に把握すること、具体的なリスク要因やその家庭の持つ対応力等を適切に評価すること、重症度の判断や有効な支援内容を組織的に判断すること等を目的に、共通リスクアセスメントツール各区地域みまもり支援センター・児童相談所で活用します。

推進項目	計画期間中の主な取組
共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。
児童相談所における組織的アセスメントの実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。
各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。

カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化

支援ニーズが複雑化・多様化している中で、保護者が精神的な疾患を有する事例や、居住実態の把握が困難な事例、乳幼児ゆさぶられ症候群が疑われる事例など、より高い専門性を求められる事例への対応が課題となります。児童相談所や各区地域みまもり支援センターに加え、必要に応じて総合リハビリテーション推進センターや医療機関などの専門機関と協力・連携した対応の充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。
川崎市児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における児童虐待対策の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ● 児童虐待防止医療ネットワーク（KCAP）における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。

キ 警察や検察と連携した対応の充実

児童虐待事案について、安全確認等の迅速な対応を図るため、警察と児童相談所との協定に基づいて連携を進めます。また、児童相談所における調査については、子どもの気持ちに配慮しながら情報の収集を行うことが重要であり、特に子どもの心理的苦痛や不安を理解し、二次的被害を回避又は緩和するなど、子どもに与える負担をできる限り少なくするとともに、適切な調査を行うため警察及び検察との連携した取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。
警察及び検察と連携した情報共有 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協働面接を実施します。

取組の方向性5 人材育成の推進

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

実効的な多職種協働を実践する上で基本的に必要な事項や、各専門職の専門性の向上を図るための研修を行うとともに、職場交流研修の取組や各所属におけるOJT、OFF-JTを活用するなど、人材育成に向けた取組を強化します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談業務研修の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<small>〔児童相談所運営事業〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。
専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<small>〔児童虐待防止対策事業〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。
各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<small>〔児童相談所運営事業〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を推進します。

イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「川崎市人材育成基本方針（平成28（2016）年3月策定）」に基づく全市的な人材育成の取組の中で、保健・医療・福祉等専門職の人材育成を着実に進めていきます。また、個々の職員のスキルや経験を踏まえて計画的なジョブローテーションを活用し、組織的な対応力を確保しつつ資質の高い専門職を育成します。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<small>〔児童相談所運営事業〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	<small>〔児童虐待防止対策事業〕</small> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ● 児童家庭相談に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ● 児童家庭相談に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。

ウ 関係機関における人材育成

相談・支援ニーズの多様化・複雑化に対しては、関係機関の職員の資質の向上が大変重要であることから、要保護児童対策地域協議会の市代表者会議や各区実務者会議等を中心に、広く関係機関における人材育成に取り組めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。

取組の方向性6 社会的養育・自立支援の充実

ア 親子関係再構築の取組の推進

被虐待児への自立支援において重要な親子関係の再構築を目的とした支援について、措置解除後の再発防止を含め、児童相談所、各区地域みまもり支援センター、施設等が連携して個々の事例に応じた相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。

イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設においては、保護者の疾病や児童虐待等、様々な事情により家庭で生活できない子どもが生活しています。施設に入所している子どもの家庭復帰や将来の自立を見据えながら専門職による養育を行うとともに、地域の子育て家庭への支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
児童養護施設等への運営支援 <small>（こども未来局：こども保健福祉課）</small>	〔児童養護施設等運営事業〕 ● 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

ウ 里親制度の推進と里親支援の充実

里親支援機関と連携・協力しながら、里親制度及び特別養子縁組制度の広報啓発活動や制度説明会、研修等を実施し、里親制度の一層の推進を図ります。

家庭での生活が困難な子どもを家庭と同様の環境で養育するため、第一に里親委託の可能性を検討し、里親宅での生活が困難であると判断された場合に施設養護を検討するという対応を基本としていきます。また、里親支援について、児童相談所の業務として明確に位置づけられたことを踏まえ、里親委託等の推進が着実に図られるよう取組を進めていきます。

また、里親が孤立せず自信を持って育児ができるよう、個々のニーズに即した里親への支援について、里親会・支援実績を有するNPO等と連携しながら充実を図ります。

推進項目	計画期間中の主な取組
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を実施します。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。
ふるさと里親事業の推進 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。
多様な主体と連携した里親支援の充実 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。

エ 要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託の措置が採られている児童に対し、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけられるよう継続的な支援を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔里親制度推進事業〕 〔児童養護施設等運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

取組の方向性7 地域・広域連携等の強化

ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化

安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した取組を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。
各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 ● 各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の連携について、自治体間での共通ルールに基づいた対応を行います。

特に、精神的な課題を持ち近隣自治体にて里帰り出産を行う事例等については、緊密な連携を図り、安全・安心な育児環境の確保と産後うつ等による事故の防止に努めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
5区市（神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市）共通ルールに基づく連携 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。
児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童相談所運営事業〕 ● 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>隣接する東京 23 区との連携の強化 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</p>	<p>〔児童相談所運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。

3 困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進

（1）これまでの経緯

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28（2016）年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27（2015）年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

子ども・若者が様々な生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切られ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、子ども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOSをしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30（2018）年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、困難を抱える子ども・若者への支援を推進してきました。

（2）前期計画における取組状況

基本的な考え方に基づく25の推進項目について、概ね順調に取組を推進してきました。

こども文化センターや地域の寺子屋事業など、多世代の地域住民も気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、様々な地域人材を活用し地域の見守り体制を強化するなど、地域の人たちが子ども・若者やその家庭の発するSOSを受け止められるよう、児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発の推進に取り組みました。

地域の重要な防犯対策の一つである防犯灯については、ESCO事業等により多くの防犯灯が整備され、環境整備面では一定程度の成果が図られましたが、子ども・若者の安全を守るため、引き続き、地域における見守り活動を推進する必要があります。

また、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者とその家庭を適切に支援するため、専門的な児童支援の充実・強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用し、関係機関相互の連携強化を図りました。

（3）前期計画策定後の本市の状況

ア 子ども・若者を取り巻く社会状況

本市における児童虐待相談・通告件数は、近年さらに増加しており、特に身近な相談機関である区役所での相談・通告件数が急増しています。不登校児童数及びいじめの認知件数も増加傾向にあり、特に小学生におけるいじめが増加し、低年齢化の傾向にあります。

警察が認知している不良行為少年数は減少傾向にありますが、少子化・情報化・国際化の急激な進行やコロナ禍による生活環境の一変など、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化中、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者や外国にルーツのある子ども・若者など、生きづらさを抱え、孤独・孤立化する子ども・若者が増えている状況にあります。

また、ヤングケアラーなど、周囲から見えづらく支援の手が届きにくい新たな課題も表出しています。

イ 「川崎市子ども・若者調査」から

令和2（2020）年度に実施した「川崎市子ども・若者調査」からは、過去や現在のつらい経験について、「経験していない」との回答が最も多かったものの、いじめられた経験やクラスに馴染めなかった経験をした人が一定程度いることがわかりました。

また、調査結果を分析したところ、親の将来に対する考え方と子どもの進学や就職等の将来に対する考え方には相関関係があることから、親の持つ考え方が子どもの将来展望に影響を与える可能性が推察されます。また、子どもが将来望む学歴が低いほど自己肯定感が低いとの統計上の関連も見られました。

（4）国の動き（子供・若者育成支援推進大綱の改定）

令和3（2021）年4月、新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

大綱には、居場所の多さは自己肯定感やチャレンジ精神、将来への希望等と相関関係があるとの調査結果から、安心できる居場所は子ども・若者にとって極めて重要であるとし、居場所の充実に社会総掛かりで努めていくこと、子ども・若者を取り巻く社会状況として、①生命・安全の危機、②孤独・孤立の顕在化、③低い Well-being^{*}、④格差拡大への懸念などが挙げられ、①を最重要課題として位置づけ、②③④は子ども・若者の成長に重大な阻害要因と捉え、要因を取り除く取組を重点的に行うことが盛り込まれました。

（5）基本的な考え方及び取組の方向性

これまでの取組や本市の状況、国の大綱等を踏まえ、前期計画から基本的な考え方は継承しつつ、一定程度の解決が見られたものは、今後は4章の施策体系の中で進捗管理していくものとして整理するとともに、この間、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のある子ども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方に基づき、困難な課題を抱える子ども・若者への支援を総合的に取り組んでいきます。

^{*} Well-being…肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

《基本的な考え方Ⅰ》

子ども・若者を見守り・支える体制の強化

子ども・若者の成長・発達段階において、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、将来に対する夢や希望を持ち、自ら学び、様々な体験や経験を通じて多様な価値観やロールモデルを得ながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける必要があります。しかしながら、核家族化や地域との関係の希薄化などにより、そうした機会が失われているとともに、子ども・若者を取り巻く問題が複雑化・深刻化する中、子どもを孤立から守り、健やかに育てるための居場所がより一層必要となっています。

また、様々な生きづらさを抱える子ども・若者は、周囲から置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくいことから、地域・学校・行政等が連携し、子ども・若者の声なき声を受け止め、適切な支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性1】

子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。

【取組の方向性2】

子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

【取組の方向性3】

地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りに取り組むなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に努めます。

《基本的な考え方Ⅱ》

複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実

不登校や非行などに関する子ども・若者の問題は、虐待を受けていた成育歴や安定した家庭環境の不足、思春期の不安定な心と体の問題などを背景としていることが多く、特に、虐待による人格形成上の影響として、低い自己肯定感や高い攻撃性などを持つ傾向があると言われています。これらは課題を抱える子ども・若者の特性と共通する部分であり、非行対策や健全育成の推進のためにも、児童虐待の予防と早期発見とともに、ソーシャルワークや心理面での専門領域からの支援が必要となります。

また、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行のほか、ひきこもりや発達上の課題、家族の世事に追われているといった、周囲からその置かれている状況が見えづらく、支援の手が届きにくい新たな課題も表出していること、さらには、これらの課題を複合的に抱えていることから、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を、多職種、様々な専門機関が連携し、個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性4】

専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細かな支援ができるよう、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みます。

【取組の方向性5】

専門的支援ネットワークの構築

関係機関相互の連携強化を図るなど、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実に努めます。

取組の方向性 1 子ども・若者の居場所の充実

概ね中学校区に1か所設置の「こども文化センター」の活用や、学校等を活用した「地域の寺子屋事業」などにより、子ども・若者が様々な世代の人たちとの関わりの中で、様々な経験等を通じて多様な価値観やロールモデルを得られるような取組を進めます。

また、不登校やひきこもり、生活保護世帯やひとり親家庭等、様々な家庭の事情や悩みごとを抱え、家庭や学校等、自分の所属の中で居場所を見いだすことが難しい子ども・若者に対し、孤立から守り、安心して過ごせる居場所の提供に取り組みます。

その他、地域が取り組む子ども・若者の居場所づくりを支援します。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>〔こども文化センター運営事業〕 〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。 ● 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体や NPO 等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。
<p>地域の寺子屋事業の推進 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)</p>	<p>〔地域の寺子屋事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。
<p>放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室)</p>	<p>〔わくわくプラザ事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● すべての小学生を対象に、市内114校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。
<p>不登校等の子どもの居場所づくりの推進 (こども未来局：青少年支援室) (教育委員会事務局：総合教育センター)</p>	<p>〔青少年教育施設の管理運営事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 <p>〔教育機会確保推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>定時制生徒の居場所づくりの推進 <small>(教育委員会事務局：指導課)</small></p>	<p>〔魅力ある高校教育の推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。
<p>ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子どもの居場所づくりの推進 <small>(こども未来局：こども家庭課) <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></small></p>	<p>〔ひとり親家庭等の総合的支援事業〕 〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。
<p>ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進 <small>(健康福祉局：生活保護・自立支援室)</small></p>	<p>〔生活保護自立支援対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。
<p>地域による子ども・若者の居場所づくりの推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small></p>	<p>〔子ども・若者支援推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域や行政機関、学校や保育所等と連携し、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。

取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

SNS等、多様なツールを活用し、様々な生きづらさを抱える子ども・若者たちが自らSOSを発信しやすくなるよう努めるとともに、家庭・地域と連携し、子ども・若者たちに対する情報モラル教育を推進します。

また、子ども・若者が自ら発するSOSを、子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関や施設の職員、地域の人たちが見逃さずにしっかり受け止め、適切な支援につなげられるよう、様々な機会を捉え、子ども・若者を見守り・支えることへの意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みます。

推進項目	計画期間中の主な取組
<p>児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOSに気づき、SOSが発信しやすい取組の強化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small></p>	<p>〔児童虐待防止対策事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル（189）、SNSによる相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。 ● 児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく取組を強化します。 ● オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
<p>いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供 <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small></p>	<p>〔児童生徒支援・相談事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあって子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。
<p>いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発 <small>(教育委員会事務局：教育政策室)</small></p>	<p>〔共生・共育推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。
<p>自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組 <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</small></p>	<p>〔自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。
<p>情報モラルに関わる啓発の推進 <small>(教育委員会事務局：総合教育センター)</small></p>	<p>〔教育の情報化推進事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GIGA 端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくとともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。

取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域社会全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりに向け、青少年指導員や民生委員児童委員、保護司等、地域人材を活用した見守り活動のほか、地域・学校・行政等が連携し、地域の実情に応じた取組を実施します。

また、様々な課題を抱える子ども・若者を見守り・支える地域団体等のつながりづくりを推進します。

推進項目	計画期間中の主な取組
青少年指導員等による取組の推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
民生委員児童委員による取組の推進 <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small>	〔民生委員児童委員活動育成等事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。
保護司による取組の推進 <small>(健康福祉局：地域包括ケア推進室)</small>	〔更生保護事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。
こども110番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進 <small>(こども未来局：青少年支援室)</small>	〔青少年活動推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども110番事業を支援します。
安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進 <small>(市民文化局：地域安全推進課)</small>	〔防犯対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。
学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進 <small>(教育委員会事務局：健康教育課)</small>	〔学校安全推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。

推進項目	計画期間中の主な取組
子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり <small>（こども未来局：青少年支援室）</small>	〔子ども・若者支援推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。 ● 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。

取組の方向性4 専門的な相談・支援体制の充実

これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行対策については、引き続き、児童相談所の体制強化や、学校における児童支援コーディネーターやスクールソーシャルワーカーの充実など、専門職による相談・支援の充実に取り組みます。

また、ひきこもりや若年無業者のほか、発達に課題を抱える子ども・若者等に対する相談・支援についても、「ひきこもり地域支援センター」や「子ども発達・相談センター」等を設置し、相談・支援の充実に取り組みます。

その他、区役所に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、市民に身近な相談機関の体制強化を図りながら、複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭に対し、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を多職種が連携し、個別的・専門的に取り組みます。

ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
児童虐待への対応の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童相談所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。
民間児童福祉施設による相談・支援の充実 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。
児童家庭相談支援体制の強化 <small>（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。 ● 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ● 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。

イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化 (教育委員会事務局：総合教育センター)	〔児童生徒支援・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。
社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化 (健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)	〔ひきこもり地域支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。 ● 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。

ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化 (健康福祉局：障害計画課)	〔発達障害児・者支援体制整備事業〕 〔地域療育センター等の運営〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。 ● 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。
母子保健等を通じた相談支援体制の強化 (こども未来局：こども保健福祉課)	〔母子保健指導・相談事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。
保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化 (こども未来局：運営管理課) (こども未来局：幼児教育担当)	〔公立保育所運営事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。 〔幼児教育推進事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。

推進項目	計画期間中の主な取組
学校における相談支援体制の強化 (教育委員会事務局：総合教育センター) (教育委員会事務局：指導課)	〔児童生徒支援・相談事業〕 ● 総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。
	〔特別支援教育推進事業〕 ● 福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノートの活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。

エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化

推進項目	計画期間中の主な取組
困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制 (経済労働局：労働雇用部)	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 ● 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ● 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。
だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進 (健康福祉局：生活保護・自立支援室)	〔生活困窮者自立支援事業〕 ● 失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。

取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

これまで重点的に取り組んできた児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けては、要保護児童対策地域協議会を中心とした連携強化や、医療機関、警察等の専門機関との連携に引き続き取り組めます。

また、ひきこもりや若年無業者の社会的自立に向けて、ひきこもり状態の支援ネットワークの構築や、若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議等を活用し、関係機関の連携強化に取り組めます。

推進項目	計画期間中の主な取組
要保護児童対策地域協議会の体制強化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化 <small>(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室) (教育委員会事務局：指導課)</small>	〔児童虐待防止対策事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 ● 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。 ● 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。 〔学校教育活動支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。
ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化 <small>(健康福祉局：総合リハビリテーション推進センター)</small>	〔ひきこもり地域支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。
困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化 <small>(経済労働局：労働雇用部)</small>	〔雇用労働対策・就業支援事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。

第6章



各種計画の量の見込み

- 1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

- 2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み
（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

- 3 代替養育の量の見込み
（川崎市社会的養育推進計画）

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（川崎市子ども・子育て支援事業計画）

（1）「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成27（2015）年に開始された「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元（2019）年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2（2020）年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30（2018）年9月）の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子ども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めていきます。

【子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度の概要】

市町村主体		国主体	
<p>子どものための教育・保育給付</p> <p>認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援</p> <p>施設型給付費</p> <p>認定こども園 0～5歳</p> <p>幼保連携型</p> <p>※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施</p> <p>幼稚園型 保育所型 地方裁量型</p> <p>幼稚園 3～5歳 保育所 0～5歳</p> <p>※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁</p> <p>地域型保育給付費</p> <p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</p>	<p>子育てのための施設等利用給付</p> <p>新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援</p> <p>施設等利用費</p> <p>新制度の対象とならない幼稚園</p> <p>特別支援学校</p> <p>預かり保育事業</p> <p>認可外保育施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） <p>※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <p>地域の実情に応じた子育て支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者支援事業 延長保育事業 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 <p>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 妊婦健診 	<p>仕事・子育て両立支援事業</p> <p>仕事と子育ての両立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業 ⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成） 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるような支援 子ども・子育て支援に積極的な中小企業に対する助成事業（仮称） ⇒ くみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業を支援

※ 内閣府ホームページより引用

（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

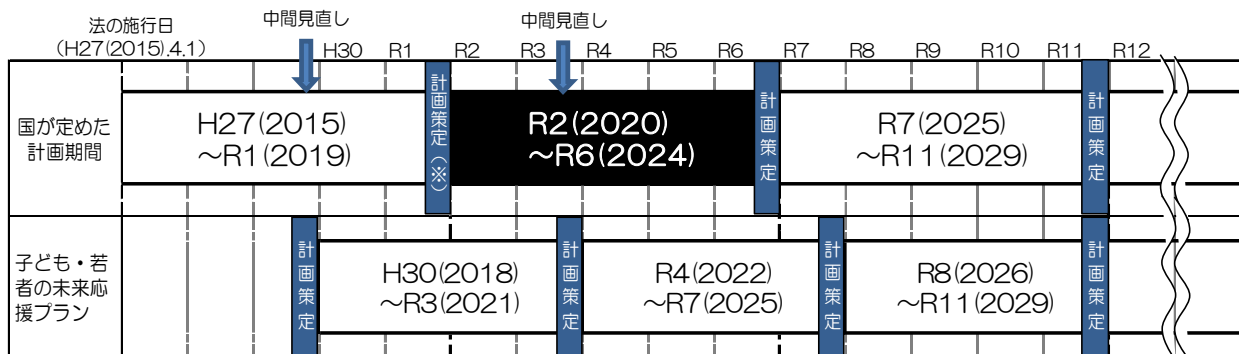
（3）「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものとなっています。

今回の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和6（2024）年度中には国が定めた計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】



※ 令和2（2020）年度においては、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改訂版（川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画）」を策定

（4） 就学前児童の将来人口推計について

ア 就学前児童の将来人口推計について

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成 28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。したがって本計画の策定にあたり、就学前児童の将来人口推計を改めて行います。

推計にあたっては、コーホート変化率法¹により各歳児の年度当初（4月1日）時点での就学前推計児童数を算出します。

なお、0歳児推計人口については、人口動態調査²に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出します。

＜各認定区分に該当する年齢別の推計児童数＞

（単位：人）

	3～5歳 （1号または2号認定に該当）	0歳 （3号認定に該当）	1～2歳 （3号認定に該当）	合 計
令和3年度(実績)	39,366	11,932	25,448	76,746
令和4年度	38,141	11,686	24,358	74,185
令和5年度	36,987	12,015	23,314	72,316
令和6年度	35,490	12,080	23,405	70,975
令和7年度	34,226	12,171	23,782	70,179
令和8年度	33,538	12,277	23,932	69,747

¹ 「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和元（2019）年4月2日～2（2020）年4月1日生まれのコーホートは、令和4（2022）年4月1日時点で満2歳、令和8（2026）年4月1日時点で満6歳となり、令和8（2026）年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。（厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より）

² 厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

＜参考 就学前児童数実績（年齢別・区別）＞
年齢別実績

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0 歳児	13,984	13,585	13,059	12,925	11,932
1 歳児	14,273	13,884	13,560	13,149	12,727
2 歳児	14,005	13,995	13,648	13,270	12,721
3 歳児	13,248	13,683	13,692	13,404	12,889
4 歳児	13,225	13,083	13,484	13,533	13,141
5 歳児	13,055	13,112	12,966	13,310	13,336
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

区別実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
川崎区	11,217	10,986	10,660	10,444	9,764
幸区	9,809	9,958	9,986	10,027	9,875
中原区	15,146	15,415	15,459	15,441	14,953
高津区	13,023	12,917	12,675	12,360	11,786
宮前区	13,281	13,110	12,866	12,697	12,193
多摩区	10,120	9,995	10,009	10,022	9,898
麻生区	9,194	8,961	8,754	8,600	8,277
合計	81,790	81,342	80,409	79,591	76,746

イ 就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（平成 31(2019)年 3 月）」を参考に「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）（平成 31(2019)年 4 月 23 日内閣府）」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

今回の中間見直しについては、「川崎市総合計画第 3 期実施計画の策定に向けた将来人口推計」（令和 3(2021)年 4 月）及び過去の就学前児童数実績を踏まえて算出した就学前児童数や事業の利用状況等をもとに行います。

（5）教育・保育の量の見込み

ア 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています（子ども・子育て支援法に基づく基本指針）。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っており、行政区ごとに量の見込みを算出することでより精緻に必要な量を見込むことができることから、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

イ 教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

《施設及び事業の連携等に関する推進方策》

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として0歳～2歳児未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校等における連携の取組については、94頁の「公立保育所運営事業 ⑦幼保小の連携の実施」に記載しています。

（ア）教育・保育に関する施設

a 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。

幼稚園型 認可幼稚園が保育所的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

保育所型 認可保育所が幼稚園的な機能を備えて運営する教育・保育施設です。

地方裁量型 幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

b 幼稚園

3歳から就学前の幼児が、様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。

c 保育所

保護者が就労などのため、家庭で保育できない乳幼児を、保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

(イ) 地域型保育事業

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。

小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

事業所内保育事業

事業所内の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

ウ 子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分

(ア) 子ども・子育て支援給付と認定区分について

新制度では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。保育所等とは、認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます。

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量に応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園（施設型給付） 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

第6章（各種計画の量の見込み）

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園（私学助成）や認可外保育施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられます。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受けることが必要です。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（私学助成）
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども

※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子ども

※3 非課税世帯のみ

※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

（イ）保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」（主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当）及び「短時間」（主にパートタイムの就労を想定）の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月64時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

エ 教育・保育の量の見込み

（ア）教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育の二歳割合は減少しているものの、保育の二歳割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体の二歳割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいました。

今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、推計就学前児童数の減少を反映して、令和7（2025）年度まで減少するものとして推計しています。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和7（2025）年度の認可保育所の新設等による受入枠の拡大目標値を定めるため、令和8（2026）年4月についても定めます。

<各認定区分の量の見込み>

（単位：人）

	1号	2号	3号			合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4年4月	14,233	22,382	2,988	14,651	17,639	54,254
令和5年4月	13,025	22,440	3,126	14,567	17,693	53,158
令和6年4月	11,779	22,224	3,195	15,126	18,321	52,324
令和7年4月	10,652	22,112	3,274	15,908	19,182	51,946
令和8年4月	9,707	22,334	3,360	16,553	19,913	51,954

<（参考）各認定区分のニーズ割合 ※>

（単位：％）

	1号	2号	3号		小計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	
令和4年4月	37.3	58.7	25.6	60.2	48.9
令和5年4月	35.2	60.7	26.0	62.5	50.1
令和6年4月	33.2	62.6	26.5	64.6	51.6
令和7年4月	31.1	64.6	26.9	66.9	53.4
令和8年4月	28.9	66.6	27.4	69.2	55.0

※各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合

（6）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本市においては、地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」を設定します。

ア 妊婦健康診査

- 施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 Ⅱ 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業（1）妊婦・乳幼児健康診査事業
 ② 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。

（単位：年間延べ受診回数（回））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	142,335	146,343	147,134	148,243

イ 乳児家庭全戸訪問事業

- 施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 Ⅱ 「子どものすこやかな成長の促進」
 事業（2）母子保健指導・相談事業
 ④ 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	<p>「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。</p> <p>●新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。</p> <p>●こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。</p>
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	11,008	11,318	11,379	11,465

ウ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

④ 地域の見守り体制の構築・充実

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則7日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	現在の実施体制になった平成29（2017）年度以降の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	3,650	3,700	3,750	3,800

エ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(ア) 専門的相談支援

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	2,077	2,097	2,129	2,176

第6章（各種計画の量の見込み）

（イ）育児・家事援助

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
 施 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
 事 業（2）児童相談所運営事業

① 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。

（単位：訪問件数（件））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	66	90	114	138

（ウ）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」
 施 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」
 事 業（1）児童虐待防止対策事業

② 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	810	860	910	960

オ 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設等支援事業

③ 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあり、過去の利用実績等を踏まえて量を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	6,994	6,828	6,714	6,645

カ 利用者支援事業

(ア) 基本型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 (4) 地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	保育子育て・総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて実施するものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	2	3	4	4

（イ）特定型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (1) 待機児童対策事業

① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	身近な各区地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	9	9	9	9

（ウ）母子保健型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

② 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、保健師や母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	妊娠届出を受け付ける各区地域みまもり支援センター等で、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	9	9	9	9

キ 延長保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

③ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和3（2021）年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。

（単位：月間実利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	14,246	14,288	14,426	14,677

ク 放課後児童健全育成事業

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計

（単位：対象児童の数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	10,386	11,382	12,309	13,146

ケ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業（4）地域子育て支援事業

① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数を乗じて年間延べ利用人数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	167,119	160,785	152,980	146,160

コ 一時預かり事業

（ア）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業（6）幼児教育推進事業

① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	302,644	314,064	325,484	336,904

（イ）保育所における一時預かり

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業
 ② 一時保育実施数の適正化

事業概要	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29（2017）年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和3（2021）年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和4（2022）年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	98,954	96,500	94,718	93,409

サ ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」
 施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」
 事業 (4) 地域子育て支援事業
 ② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	13,523	13,234	13,036	12,948

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(ア) 教材費・行事費等補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	70	70	70	70

(イ) 給食費（副食費）補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」
 施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」
 事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費（副食費）を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園（新制度未移行園）の新制度移行による園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向が見込みます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	546	496	451	410

ス 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の適切な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	4	3	2	1

(イ) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 幼稚園等在園児の保護者に対する保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設（無認可幼児教育施設等）に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、対象施設は若干増加することが想定されるものの、就学前児童数の減少を考慮すると利用者は減少傾向が見込みます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	86	81	77	74

2 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

（1）概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内114校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施しています。

（2）取組の考え方

ア 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

イ 小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

（ア）余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

（イ）放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課

後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

ウ 学校との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

エ 特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

オ 放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

カ 子どもの自主性、社会性等のより一層の向上

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

キ 放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、定期的にわかりやすく説明します。また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

（3）放課後児童健全育成事業の量の見込み及び放課後子供教室の目標事業量等

ア 放課後児童健全育成事業

225頁の「ク 放課後児童健全育成事業」に記載しています。

イ 放課後子供教室

（単位：実施か所数（か所））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標事業量	114	114	114	114

3 代替養育の量の見込み（川崎市社会的養育推進計画）

（1）概要

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30(2018)年7月6日子発0706第1号。以下「計画策定要領」という）を踏まえ、様々な事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。本市においても児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育（里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育）につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ること、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

（2）基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

〈基本的な考え方Ⅰ〉

専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、援助希求を発信できず、必要な支援につながない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭において健やかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

《基本的な考え方Ⅱ》

代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、様々な状況にある児童それぞれに適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

里親家庭・施設それぞれにおいてすべての要保護児童が心身ともに健やかに養育され円滑に自立していけるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実を目指します。

《基本的な考え方Ⅲ》

本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。

そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、様々な状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保していきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

（3）「量の見込みと確保方策」について

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日子発0706第1号）に基づき、令和11（2029）年度を終期とし、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度ごとに各期に区分して策定し、令和6（2024）年度及び各期の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行い、取組の促進を図ることとなっています。

令和2（2020）年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度を第1期としており、今回の「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、本章において社会的養育推進計画の見直しを行い、令和4（2022）年度から令和11（2029）年度までの要保護児童の養育体制の量の見込みと確保方策を定めます。

また、令和6（2024）年度中には国が示した計画期間を踏まえて、量の見込みと確保方策の見直しを行います。

（4） 代替養育の量の見込み

ア 代替養育を必要とする児童数の見込み

（ア） 代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和 11（2029）年まで概ね減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
措置児童数	407	415	423	431	440	448	456	467
里親委託 対象児童数	356	364	372	380	389	397	405	416

（イ） 里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。

本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性がある児童数として推計しました。

■里親等への委託可能性がある児童数の推計（児童の状況に基づいた算定値）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
合計	174	186	193	199	206	215	223	232

（5） 児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

ア 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とされています。

本市においても、児童福祉法の趣旨を鑑み、家庭環境での代替養育を一層推進していくため、計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、児童の最善の利益の観点から特別養子縁組につなげていくこと、養子縁組里親へ登録しようとする方に対しては制度の趣旨や代替養育を必要とする児童の状況について正しく理解をしてもらうこと、併せて養子縁組成立後の支援体制の充実に向けた取組を進めることが必要です。

このため、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

イ 児童の権利擁護の推進

児童福祉法の原則により、児童の権利擁護の観点から、代替養育を受ける児童の状況や意向を踏まえながら代替養育環境を選択するとともに、代替養育を行う者が、児童の生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、児童に寄り添った支援を行っていくことが必要です。

また、里親や施設職員の権利擁護に対する情報提供や研修の実施、すべての代替養育を受ける児童に対する子どもの権利ノートの配布など、代替養育を受ける児童の権利擁護を推進します。

■里親等への委託児童数の見込み

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育里親	94	103	111	120	128	136	144	153
養子縁組里親	7	7	7	7	7	8	9	10
親族里親	14	17	20	23	27	31	35	39
ファミリーホーム	14	15	17	20	23	23	23	29
合計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

（単位：人）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童 (3歳未満)	31	35	38	39	40	40	41	43
就学前児童 (3歳以上)	29	33	36	40	44	44	46	47
就学児童	69	74	81	91	101	114	124	141
合計	129	142	155	170	185	198	211	231

■里親等委託率の見込み

（単位：％）

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前児童 (3歳未満)	63	71	75	75	76	76	76	76
就学前児童 (3歳以上)	55	60	64	70	76	75	75	76
就学児童	29	30	32	35	38	42	45	50
合計	36	39	41	44	47	49	52	55

※ 里親等委託率

国の示す算式に従い、里親・ファミリーホームに措置されている児童数の合計を里親・ファミリーホーム・児童養護施設・乳児院に措置されている児童数の合計で除して算定した割合をいいます。

第7章

.....

計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けた社会全体での取組

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる社会の実現に向け、子育て家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政がともに連携しながら社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、施策に携わる関係者が共通の課題認識を持ち、各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協働して横断的に取り組んでいくことが大切です。

家庭の役割

父親、母親その他の保護者は、子育ての責任は第一義的には保護者にあるという基本的認識のもと、子ども・若者が健やかに育つために最も重要な場である家庭において、男女がともに担う子育ての意義を理解し、その責任を果たすことが重要です。また、子ども・若者が様々な体験や学びを通じて、夢と希望を抱いて人生を送ることができるよう、保護者同士や地域に暮らす多世代の人々同士がつながりを持つ中で必要な子育ての権利を享受できることが必要です。子ども・若者の成長と親として成長していくという喜びや生きがいを感じることを期待されています。

子ども・若者に関わる施設の役割

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等の施設は、子ども・若者が心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子ども・若者の声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたい関わりが求められています。

子ども・若者が学び育つ場として、家庭や地域と連携しながら、その発達段階に応じた、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

地域の役割

地域は、子育ては当事者のみが行うものではなく、子ども・若者と向き合う保護者が子育ての権利を享受し、子育てに生きがいを感じることができるよう、保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、地域社会全体で、すべての子ども・若者が健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す必要があります。

そのためには、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が、それぞれの特性を生かして連携するとともに、子育て家庭のそれぞれの状況に合わせて、地域が子育て家庭に寄り添いながら、多世代で子育てを支援する環境づくりが必要です。

企業の役割

事業主は、自らが仕事優先の職場環境を見直し、子育て中の働く男女が子育てに向き合えるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、仕事と家庭生活の両立支援に向けた雇用環境の整備を行うことが必要です。

また、様々な魅力を持った多くの企業が立地する本市の特徴を活かし、こうした民間の企業と地域とが連携しながら子ども・若者の主体性や創造性を育む体験の場を提供することが必要です。

行政の役割

市は、本計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として市内の横断的な体制で児童福祉施策や、学校教育、母子保健等の取組を推進していくことが必要です。

さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細やかに展開していきます。

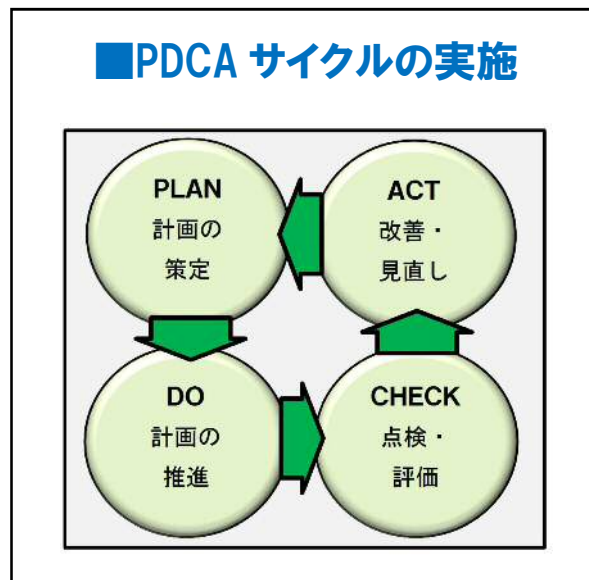
2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、こども未来局を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、有識者、事業者代表、労働者代表、子育て支援従事者や市民委員等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

（1）第4章について

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第3期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置づけた3つの施策の方向性や9つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。



（2）第5章及び第6章について

第5章については、第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置づけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

第6章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内の関係局・区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、こども未来局を中心として全庁的な対応を図り、子ども・若者や子育てを取り巻く社会環境の変化に適切に対応しながら、子ども・若者や子育て家庭に関する支援の施策を総合的に推進していきます。

（1）川崎市こども施策庁内推進本部会議

本計画に基づき、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進をするため、副市長をトップとして、庁内関係局区により構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」において、庁内の関係部局間における横断的な調整を図ります。

（2）有識者からの意見聴取

本計画の進行管理にあたっては、「川崎市子ども・子育て会議」において、継続的に点検・評価を行うことから、各分野における専門的な知識を持つ有識者等からの意見聴取をしながら施策への反映に努めていきます。

第 2 期川崎市子ども・若者の未来応援プラン (素案)

令和3(2021)年11月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044-200-1134
FAX 044-200-3190
Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY